

都道府県労働局

はじめに

都道府県労働局の役割は、国民の生活の安定と、経済・社会の発展を図るため、地域における労働行政の総合的機関として、雇用の安定や男女ともに健康で働きやすい職場の実現などを目指すことです。

この役割を果たすため、都道府県労働局は、「労働分野の専門家集団」として、仕事を探される方や仕事でお困りの方、人材を必要とする企業等に日々接し、求められるサービスの提供に努めています。

都道府県労働局の果たす責任は大変重いものですが、その分やりがいがあり、また、関連する様々な業務を経験し、「労働分野の専門家（プロフェッショナル）」として、自らの可能性を磨くことができる職場です。

行政を目指す皆さんには、是非、都道府県労働局に来ていただきたいと思います。そして、熱意ある皆さんと一緒に仕事ができることを楽しみにしています。



日比谷公園からみた
厚生労働省本省

I 都道府県労働局の概要

(1) 都道府県労働局とは	1
(2) 入省後のキャリアパス	2
キャリアパスの例	3
(3) 職場環境	4

II 先輩からのメッセージ&業務説明

(1) トップインタビュー	7
(2) ワーク・ライフ・バランス	8
(3) 職員の声と、業務の詳細①～⑩	9

III 研修施設（労働大学校）

▶ よくある質問（Q&A）	21
▶ 採用に関する問い合わせ先	22

I 都道府県労働局の概要

(1) 都道府県労働局とは

都道府県労働局は、働く人のための、

- ・**仕事の確保（職業安定セクション）**
- ・**働き方改革（雇用環境・均等セクション）**
- ・**労働条件の確保・向上（労働基準セクション）**
- ・**職業能力の向上（人材開発セクション）**

など、「働く」ということに関連する様々なセクションを、総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担うことを目的とした、厚生労働省の地方機関です。

地域の総合労働行政機関として、仕事を探している人、働く人、事業を行っている人などと広く接し、様々な相談に対応したり、課題の解決に取り組んだりしています。

また、都道府県労働局の各セクションは、直接働く方を支援する第一線機関を有しており、職業安定・人材開発セクションの第一線機関である「ハローワーク」、労働基準セクションの第一線機関である「労働基準監督署」があります。

厚生労働省

厚生労働本省（霞が関）

都道府県労働局

ハローワーク

労働基準監督署

職業安定セクション

全ての人々が、その能力を最大限に発揮して働くようにするとともに、人材を求める企業のニーズに応えることなどを目的とするセクションです。

求職者と求人者を結びつける職業相談・職業紹介、働く人が失業した場合の失業等給付の支給、障害者・高齢者などの就職促進などの業務を行っています。

雇用環境・均等セクション

働く人が働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革」と「女性活躍の推進」の一体的な取組の支援や、安心して働くことができる職場環境整備の推進を目的とするセクションです。

法律、制度の周知、事業主への指導、相談受付、紛争解決援助などを行っています。

労働基準セクション

労働条件の向上、働く人の安全と健康の確保を図ることを目的とするセクションです。

労働者災害補償保険制度の運営や労働保険料の徴収などの業務を行うとともに、長時間労働の抑制、賃金の確実な支払い、不適切な解雇の防止、労働災害の防止などを推進しています。

人材開発セクション

全ての人々が能力を高め、各自に適した仕事に就けるよう支援することを目的とするセクションです。

職業能力の開発・向上に向けた支援を通じて、働く人の未来への挑戦にしっかり寄り添うことで、すべての人が持てる能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできる社会の実現を目指します。

(2) 入省後のキャリアパス ~キャリアパスの選択~

都道府県労働局の事務官には2つのキャリアパスがあり、入省時に選択することができます（次ページ参照）。

① ハローワークや労働局における

働く人の職業の安定、働き方改革関係業務を中心としたキャリアパス

- ハローワーク（公共職業安定所）や労働局において、職業相談・紹介業務、雇用保険業務、雇用対策業務等や働き方改革推進のための企業指導、相談等の多彩な業務を担当していただきます（**職業安定**、**人材開発**、**雇用環境・均等**セクションに配属されます）。
- 業務が非常に広範なため、入省後はできるだけ多くの異なる業務に就いていただき、係長・専門官等の中堅職員以後は、本人の適性や希望に応じて、各業務のスペシャリストに成長していただくことを期待しています。
- 最終的には、幹部職員としてハローワークや労働局の運営に携わっていただきます。

次ページの該当例

A-1

A-2

※総務部（労働保険徴収部課室を含む。）、雇用環境・均等部（室）、職業安定部、需給調整事業部課室、公共職業安定所に配置され、雇用保険業務（適用・給付）、管理業務、労働保険適用徴収業務、職業紹介業務（職業相談・求人受理）、雇用環境・均等業務を幅広に経験することになり、A-1とA-2どちらかのキャリアパスが選べるわけではありません。

② 労働基準監督署や労働局における

労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心としたキャリアパス

- 労働基準監督署や労働局において労災保険を支給するための審査、調査、労災認定の対応や労働保険の適用・徴収を担当していただきます（**労働基準**、**雇用環境・均等**セクションに配属されます）。
- 入省後早い時期には、労働基準監督署における第一線の窓口業務を中心とする業務を経験後、管内監督署の業務を統括する労働局の業務も含めて経験していただき、労災補償や労働保険の適用・徴収業務のスペシャリストとなっていただくことを期待しています。なお、本人の適性や希望に応じて、最低賃金に関する業務や働き方改革推進関連業務に従事していただくこともあります。
- 最終的には、幹部職員として労働基準監督署や労働局の運営に携わっていただきます。

次ページの該当例

B

※監督署や労働局労働基準部以外に、労働局総務部、雇用環境・均等部（室）で勤務することもあります。

キャリアパスの例

※これは一例のイメージであり、実際は本人の勤務成績・適性、希望などにより個々異なります。

入省

多くの業務を幅広く経験し
基礎を形成していく期間

専門性を形成していく期間

マネジメント力を
養成する期間

組織のリーダー
としての期間

A-1：ハローワーク勤務を中心とするキャリアパス

係員	主任、係長、専門官職	課長、統括官	所長、部長等幹部職員
○ハローワークでの窓口業務 (雇用保険、職業相談等)	○就職促進指導官として就職困難者の職業相談・職業紹介指導 ○雇用指導官として事業主援助・指導 ○係長として困難事案に対応、部下への業務指導等	○統括職業指導官として職業紹介部門の企画運営	○ハローワーク所長としてハローワークの運営

1

A-2：労働局雇用環境・均等部(室)での働き方改革関係業務を中心とするキャリアパス

係員	主任、係長、指導官	課室長補佐、 課長（監理官）	部(室)長等幹部職員
○部(室)での窓口業務 (労働相談、助成金審査等) ○ハローワークでの窓口業務 (雇用保険、職業相談等)	○指導係長として企業指導等 ○雇用環境改善・均等推進指導官として企業指導計画の策定、困難事案への対応等 ○ハローワークで雇用指導官として事業主援助・指導	○課室長補佐として部下のマネジメント、部(室)内の業務調整 ○課長（監理官）として部(室)の企画運営	○部(室)長として雇用環境・均等部(室)の運営

2

B：労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心とするキャリアパス

係員	監督署係長・専門官職、労働局主任・係長	監督署課長、労働局専門官職・課室長補佐	監督署、労働局の幹部職員
○監督署での窓口業務（労災保険の請求対応等） ○労働局労災補償部署・労働保険適用徴収部署における窓口業務 ○雇用環境・均等部(室)での窓口業務（労働相談、助成金審査等）	○監督署係長や専門官職として過労死などの複雑な労災請求の審査業務に従事 ○労働局主任・係長として労災補償業務、労働保険適用徴収業務、管理業務など、幅広い業務に従事 ○雇用環境改善・均等推進指導官として企業指導計画の策定、困難事案への対応等	○監督署課長、労働局専門官職・課室長補佐として部下のマネジメント、組織内の業務調整 ○労働局において労災補償業務の企画運営	○監督署、労働局の幹部職員として、各組織の統括・運営

(3) 職場環境

① 公共職業安定所（ハローワーク）



公共職業安定所（ハローワーク）は、全国に544所あり、民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する「雇用のセーフティネット」としての役割を担っています。

また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。

ハローワーク朝霞
(埼玉県朝霞市)



マザーズハローワーク

マザーズハローワーク・マザーズコーナーでは、子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーの設置など子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制（ご相談の中で予約が可能）による職業相談、地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を無料で行っています。

マザーズハローワークのキッズコーナー
(マザーズハローワーク日暮里(東京都))



正社員を目指すためのセミナー
'ジョブクラブ'

新卒応援ハローワーク & わかものハローワーク

新卒応援ハローワークは、全都道府県にあるワンストップで新卒者等を支援する施設です。

学校との連携の下、担当者制によるキャリア設計に関する相談や具体的な就職活動に係る支援などきめ細かな個別支援を無料で行っています。

また、わかものハローワーク等では、フリーターの正社員就職の支援拠点として、担当者制による個別相談や、正社員就職に向けたセミナー、職業訓練への誘導等の各種支援、就職後の定着支援を実施するなど、正社員就職に向け一貫したきめ細かな就職支援を無料で行っています。

②労働基準監督署

労働基準監督署は、全国に325署あり、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づき、働く人の労働条件の確保、職場の安全や健康の確保を図るための取組を行っています。

また、働く人が仕事や通勤中に病気やケガをされた場合の治療費用や、病気やケガのために仕事を休み、賃金が支払われない場合の補償として、労災保険の給付を行っています。



労災保険の窓口



向島労働基準監督署（東京都墨田区）



胸部X線画像の確認（労災補償業務）



庁舎玄関
(向島労働基準監督署)

II 先輩からのメッセージ & 業務説明

(1) トップインタビュー P7

職業安定セクション

山形労働局 新庄公共職業安定所長／小友 有子

雇用環境・均等セクション

長野労働局 雇用環境・均等室長／荒井 直子

労働基準セクション

福岡労働局 労働基準部 労災補償課長／濵谷 隆司

(2) ワーク・ライフ・バランス（育児中の職員さんからのメッセージ） P8

- ・宮城労働局／仙台公共職業安定所／本多 菜奈子
- ・静岡労働局／浜松公共職業安定所／神原 良

(3) 職員の声と、業務の詳細 P 9～19

- Q1 都道府県労働局を選んだ理由**
Q2 現在の業務内容について
Q3 受験者へのメッセージ
現在の担当業務の詳細

セクション別に
紹介します！

職業安定セクション

- ①職業相談業務 : 岩手労働局／宮古公共職業安定所／千田 匠 P 9
②雇用保険業務 : 北海道労働局／札幌公共職業安定所／鶴田 雄平 P 10
: 鹿児島労働局／鹿児島公共職業安定所／富中 真梨奈 P 11
③求人業務 : 岡山労働局／西大寺公共職業安定所／則本 健太郎 P 12
④雇用対策業務 : 茨城労働局／職業安定部職業対策課／渡邊 賢 P 13
⑤労働力需給調整業務 : 東京労働局／需給調整事業部／坂本 和弥 P 14

人材開発セクション

- ⑥人材育成業務 : 神奈川労働局／職業安定部訓練室／稻本 理沙 P 15

雇用環境・均等セクション

- ⑦企業指導業務 : 高知労働局／雇用環境・均等室／新田 真子 P 16
⑧広報・企画調整業務 : 三重労働局／雇用環境・均等室／倉田 樹莉彩 P 17

労働基準セクション

- ⑨労災補償業務 : 新潟労働局／新潟労働基準監督署／金子 亜美 P 18
⑩労働保険適用・徴収業務 : 石川労働局／総務部労働保険徴収室／今井 誠 P 19

※ 各職員の所属は平成31年3月現在のものです。

(1) トップインタビュー

山形労働局 新庄公共職業安定所長 小友 有子

昭和58年 入省
平成25年 職業安定部 職業安定課
地方雇用保険監察官
平成27年 職業安定部
地方訓練受講者支援室長補佐
平成28年 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官
平成30年 現職



「男女差別のない職場で働きたい」という思いで公務員を志望しました。試験合格後に先輩から、「女子は自分から働きかけないとダメ」とアドバイスされ、慌てて採用予定行政機関一覧を手に、何か所も問い合わせたことを覚えています。男女雇用機会均等法もまだなく、男女別の採用が当たり前の時代、何とか採用試験にこぎつけたのが「職業安定行政」でした。内定をいただくも、何をするところなのか知識もないまま入省したというのが正直なところです。

職業安定行政は、厚生労働省、都道府県労働局、全国津々浦々に設置されたハローワークという組織体制の下、働く人々が安定した職業生活を送ることができ、また、事業主が必要な人材を確保できるようにすることによって、暮らしと経済社会の発展に貢献することを目的とし、職業紹介業務、雇用保険制度の運営、障害者・高齢者等の就職促進等の業務を行っています。

ハローワークでは、地域の求職者や雇用主の方々に対し、「懇切・公正・迅速」をモットーに、職業紹介、新規卒業者等の就職支援、雇用保険の適用・給付業務等、様々なサービスや指導を行っており、その業務は対人業務が主となります。

また、社会構造や雇用失業情勢の変化に応じて打ち出される施策や制度の実施に向け対応していくことが求められます。最近では、少子高齢化により生産年齢人口が減少していく中、人手不足分野における人材確保対策や、女性・若者・高齢者・障害者といった多様な人材の労働参画に向けた環境整備が重要となっており、人材確保に繋がる非正規労働者の待遇改善等の「働き方改革」の推進にも取り組んでいます。

この行政は、人生において重要な「職業」に関わる、また、経済活動の基本となる「人材」の確保に関わるという意味で、非常に意義のある、やりがいを感じることのできる行政だと思います。

公務員を目指す皆さん、地域の人々にとって最も身近な行政機関のひとつがハローワークです。人と繋がり、人の為に働く職場で働いてみませんか。お待ちしております。

長野労働局 雇用環境・均等室長

荒井 直子

昭和60年 入省
平成23年 東京労働局
雇用均等室長補佐
平成26年 山梨労働局
雇用均等室長
平成29年 富山労働局
雇用環境・均等室長
平成30年 現職



学生時代から、「社会に出たら働く」 = 「大多数の方々がかわる労働関係」に興味があったこと、また、トラブルが発生する前に予防や対応ができる仕事がしたいと考えていたことから公務員を志望し、当時の労働省に入省しました。

男女雇用機会均等法については、今は当たり前のようにありますが、この法律が成立した年に入省しました。当時は男性のみ募集する求人が当たり前であり、男女別の定年制がいけないことかもしれない、とやつと思われ始めた時代でした。今は、職場における男女差別は、少なくとも問題があることは認識されてきています。まだまだ女性も活躍しきれているとはいえませんが（管理的職業従事者の女性比率は全国平均で14.8%（平成29年就業構造基本調査より））、最近はさらに、様々な状況を持つ方々がその能力を發揮できる職場環境づくりや働き方改革を推進しています。

いまや“働く”だけが人生のすべてではないかもしれません、1人1人の“働く”について、考えていくことができるが、この仕事の魅力であると思います。もちろん、働く皆さんの問題をすべて解決できるわけではありませんが、例えば、育児休業、介護休業の取得やハラスメントの防止については法律による指導が可能な場合もあり、また、企業にこれらの法律を周知すれば、従業員個々の“働く”を支援することになる場合もあります。

また、企業側がさらなる職場環境整備について理解し、実践すれば、さらに活躍する従業員の方が増え、企業側にとっても採用の際に良い人材を発掘でき、生産性の向上につながることになります。

写真の私の手にあるのは“くるみん”です。子育てをサポートしている企業が受けられる認定マークです。これを広く知っていただくことにより、学生等が企業の選定に役立てることができ、より多くの企業に取得していただくことにより、さらに企業の環境整備が進んだり、優秀な人材の獲得につながったりすることになります。こうして個々の皆さんの“働く”をよくしていく効果が得られることになります。

それぞれの“働く”に寄り添うことができ、また、明日の社会を作っているという、そんな実感を味わってみませんか？

福岡労働局 労働基準部 労災補償課長

澁谷 隆司

昭和60年 入省
平成25年 労働基準部 労災補償課
職業病認定調査官
平成26年 労働基準部 労災補償課
労災補償訟務官
平成28年 総務部 総務課 総務企画官
平成30年 現職



私は、学生時代のアルバイトや大学卒業後の民間企業での業務を通じ、長時間労働や賃金未払いを経験したことがありました。私の中で労災保険については、特に関心を持っていた訳ではなかったのですが、何か人に喜んでもらい、役に立てるような仕事がしたいと考え、国家公務員試験を受験し、労働局に採用され、労災保険関係の業務に従事することになりました。

労災保険とは、仕事中や通勤の際の負傷や疾病に対して必要な保険給付を行うもので、治療費や、賃金の補償である休業補償、障害補償、遺族補償等の給付等を行う保険制度です。

現在の私の業務は、地方労働局の管内の各労働基準監督署が行っている労災保険給付の認定業務等について、迅速・適正な給付が行えるよう調整等を行う業務や、依然として長時間労働が原因となった過労死や過労自殺等による労働災害が発生していることから、労働者が健康で安心して働くことができ、これら長時間労働による労働災害を防止できるよう、局内の監督部署と連携を図る等の調整業務を行っています。

労働行政は、国民の皆様と密接にかかわっている行政であり、人と人とのつながりで行う行政であると思います。その中で行う業務は多岐にわたって大変で困難な面もありますが、その大変さがあるからこそ、国民の方から、ありがとうの言葉や、あなたは信頼するとの言葉をいただいたときの充実感が、私自身の仕事のやりがいにつながっていると思っています。

最後になりますが、皆さん、厚生労働省のシンボルマークとその意味をご存じでしょうか。国民（老若男女）の喜ぶ姿をモチーフにし、国民が手を取り合い、一つになって幸福を目指すという意味です。手を取り合う姿の中にはハートの図が隠されています。

是非、そのような社会づくりができるよう、皆さんをお待ちしております。

(2) ワーク・ライフ・バランス（育児中の職員さんからのメッセージ）



宮城労働局
仙台公共職業安定所
雇用保険給付課給付第二主任

Honda Nanako
本多 菜奈子

平成26年 入省
福島労働局 郡山公共職業安定所
雇用保険適用課
平成28年 宮城労働局 仙台公共職業安定所
雇用保険給付課
(平成29年6月9日
～平成30年4月26日 育児休業)
(平成30年4月27日より職場復帰)

静岡労働局
浜松公共職業安定所
雇用保険給付課給付第一係

Sakakibara Ryo
榊原 良

平成28年 入省
愛知労働局 岡崎公共職業安定所
庶務課
平成29年 同所 職業紹介部門
平成30年 静岡労働局 浜松公共職業安定所
雇用保険給付課
(平成30年7月1日～31日 育児休業)
(同 年8月1日より職場復帰)



私は入省4年目の平成29年に第一子を出産し、1年間の育児休業を取得しました。出産を機に、勤務地の仙台市から地元の福島市へ転居し、現在県境を越えて通勤しています。保育園の送迎を含めると通勤時間が約2時間かかるため、平成30年4月の復帰時から、就業時間を前後1時間ずつ短縮する制度（育児時間）を利用し、仕事と家庭生活の両立を目指しています。

子どもはまだ1歳なので、復帰するときには不安もありました。入園後はとにかく風邪をひいてしまい、体調が良い日は数日しかない月もありました。突発的に休まざるを得ないため、周りの職員に迷惑をかけてしまうこともあります。とても申し訳ない気持ちになります。そのため、急に休むことになっても業務に支障が出ないよう、引き継ぎをしっかり行うこと、報告をまめに行なうことを以前よりも心掛けています。

みなさま、こんにちは。私は入省3年目の平成30年5月に次女が生まれ、その際に産前産後の休暇を取得し出産に立ち会うことができました。さらにその後1か月間育児休業を取得させていただきました。異動して間もないうちの育児休業取得ということで、申請するときには多少勇気がいましたが、上司や同僚は快く送り出してくれたため安心して育児に専念することができました。

日ごろから常に意識していることは、上司や同僚とのコミュニケーションを怠らず情報や問題を共有することです。何か問題が起きた場合に周囲への負担を減らすためにも、悩みがあっても自分だけで抱え込まないように心掛けています。

理解のある職場環境に感謝の気持ちをもつとともに、これからも働きぶりでお返しができるように日々の業務に取り組んでいます。

～受験者へのメッセージ～

ハローワークの業務では、日々、多くの求職者・労働者の方と直に接し、仕事探しや職場の悩みなど、「働く」ことに関する様々な質問や相談が寄せられます。ハローワークというと給付関係や職業紹介が業務の中心と思われるがちですが、自治体などが提供する職業訓練などの社会資源につないでいくことも大事な役割です。求職者の方が、職業訓練を受講し、希望していた職業に就けたとき、「ありがとう」と嬉しそうに報告してくれたときには、とてもやりがいを感じます。

最後に、育児休業から復帰して改めて感じたのですが、ハローワークは女性職員も多く、ワーク・ライフ・バランスに理解のある、働きやすい職場です。

皆さんも労働行政と一緒に働いてみませんか？



～受験者へのメッセージ～

私は現在、ハローワーク浜松で雇用保険給付課に勤務しています。求職者の方々に対して失業給付の手続きや雇用保険に関する相談、また早期再就職に向けた取り組みを行っています。

日々の業務において私は、様々な事情を抱えている求職者の方々の立場に立って対応することを第一に考えています。求職者の方々の不安の軽減につながる手助けができる際には、大きなやりがいを感じることができます。また、休暇についても取得しやすい環境が整っています。

ぜひ仕事と家庭の両立が可能な労働局で、私たちと一緒に働きましょう。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~職業安定セクション~

① 職業相談・紹介業務



岩手労働局
宮古公共職業安定所 職業相談部門

Chida Takumi
千田 匠

平成29年 入省

現在の業務内容について

現在、私はハローワーク宮古で職業相談の業務を担当しております。相談に来られる方は、様々な状況・課題を抱えています。まず、話を聞き、求職者自ら解決できるよう相談に乗ることで、就職の手助けをすることが我々の仕事です。採用当初、そもそも仕事の経験がない私にとって、職業相談は非常に難しい業務でした。しかし、充実した研修や上司・先輩の支えもあり、今では臆することなく職業相談ができるようになりました。

職場はとても働きやすく、毎日気持ちよく仕事ができています。簡単な仕事ではないのですが、職業相談を通して就職をサポートすることに間違いなくやりがいを感じます。職業相談業務は、業務を通して相談者の役に立っていると実感があります。やりがいを感じながら、毎日の業務に励むことができる点は、労働行政や職業相談業務の大きな特徴でもあります。

都道府県労働局を選んだ理由

学生時代に心理学を学んでいたことがきっかけです。学問として人の心に触れ、今度は仕事として人と関わりたいと感じ、入省を決意しました。ハローワークの窓口は、キャリア・コンサルティングやカウンセリングの技法も時として必要とされることがあります。相手の思いを聞きとり尊重する優しさも必要です。

職業相談は機械的、事務的に行うのではなく、人が心をもって行うべき大切な仕事だと知りました。仕事の中で、人と触れ合い、実際に自分が人の助けとなることは、想像以上に有意義なものでした。



受験者へのメッセージ

多くの人は、人生の半分を働いて過ごします。仕事は自分の生き方と同意です。皆さんの働く目的が何であれ、労働が自分を追い詰めることは、その生き方に反しているとも言えます。

これからの方のあり方を追求し、労働行政で、一緒に「働く」ことを考えてみませんか。仕事とともに、自分の働き方も深めることができると思います。

職業相談・紹介業務の詳細

仕事を探されている方（求職者）に対して、職業相談を通じて職業情報やその他就職に関する情報を提供し、求職者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職を選択することができるよう窓口で助言、援助を行う業務です。

職業相談を行うにあたっては、求職者のニーズを的確に把握し、そのニーズに応じたサービスを提供することが重要です。窓口での求職者との相談の中で、希望する仕事内容や労働条件等のニーズを引き出し、仕事経験や能力などの適性を考慮した適切な求人を提案することが求められます。

この業務を通じて、職業相談・職業紹介に関する実践的知識・経験を深め、地域の実情に応じた、就職率向上のための様々な施策を企画立案し、職業に関するエキスパートとして活躍することが期待されます。

求職者向けのパンフレットを独自に作成して、相談業務や応募書類の作成支援業務等に活用しています。個別相談の事例や早期再就職のメリットを伝えながら、職業相談を実施して、“今までの自分”と“これからの自分”を考えもらいます。

「頑張れる」、「気分がスッキリした」「やる気になった」等、相談をきっかけに自己肯定感の向上を目指していきます。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~職業安定セクション~

②-1 雇用保険業務（適用）



北海道労働局
札幌公共職業安定所 雇用保険適用課

Washida
Yahei
鷲田 雄平

平成29年 入省

現在の業務内容について

雇用保険適用課では、会社の担当の方や社会保険労務士の方等から、従業員の入社や退職の申告を受け、実際に雇用保険を受給する際に使用する離職票の発行等の手続きを行っています。

実際に窓口に来られるのは会社の担当の方等になるので、失業された方との関わりはありませんが、まずは適用課の窓口で会社が入社及び退職の手続きをしなければ雇用保険を受給することはできないため、間接的に失業された方のために働いていることになります。

また、雇用保険を受給する際に必要な離職票を会社が発行せず、失業した後も雇用保険を受給できないといった、元従業員の方の相談を受けることもあります。その際は会社に連絡し、早急に手続きを行うよう指導することも雇用保険適用課の仕事となるので、直接人のために働いていると感じる場面も多くあります。

都道府県労働局を選んだ理由

私は、前職から人と関わる仕事に携わってきたので、私自身の仕事選びの軸として、人と関わる仕事に携わりたいという気持ちがありました。その中で、私が労働局を知るきっかけとなったのが、前職を退職した際に私自身が失業状態となり、ハローワークで雇用保険を受給し、職業相談を受けたことです。失業状態にあると、やはり金銭面でも精神的にも不安な気持ちがありましたが、雇用保険制度とハローワークの職業相談のおかげで、不安な状態からとても救われました。そこから、私も労働行政という立場から失業状態で不安を感じている人たちの手助けをしたい、という思いが強くなり、労働局を選びました。

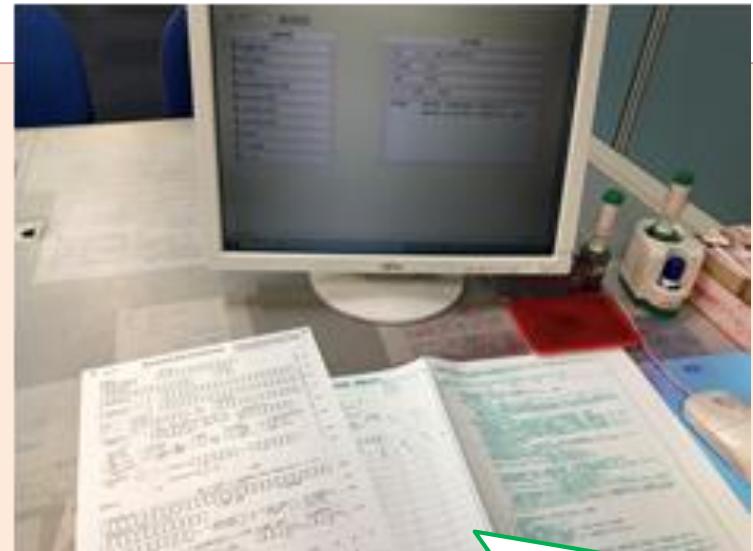


受験者へのメッセージ

私自身、入省して感じたことは、業務自体が人と関わる機会が多い職場ということもあり、人当たりの良い職員が多い、ということです。上司や先輩も皆気さくに話しかけてくれますし、業務中にわからないことがあれば親身に話を聴いてくれるとても風通しの良い働きやすい職場だと心から思っています。

また、人と接する中で刺激を受けることや、学ぶことも多くあり、人として成長できるやりがいのある仕事です。

人によって仕事を選ぶ基準、決め手は様々かと思いますが、説明会等に参加し、話を聞いていただいた上で、労働局に魅力を感じ、最終的に労働局を選んでいただければ嬉しいです。皆さんと働くことを楽しみにしています。



私たちは普段、主にハローワークシステムを使用しています。このハローワークシステム上で会社の事業所登録や従業員の雇用保険の加入・脱退、また雇用保険の受給の記録などの情報を管理しており、誰がどこで就労していたかの履歴や雇用保険の受給の記録等が登録されているため、個人情報の取り扱いには十分に留意した上でこのシステムを利用しています。

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。
来所による届出・申請は、**16時まで**の提出にご協力ください。

★ 電子申請のご利用が、年々増えています！

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に、**電子申請**を利用する事業主の方が増えています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**来所による届出・申請**は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出してくださいよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

会社の担当の方等の利便性向上のため、雇用保険適用関係の届出・申請について、24時間いつでも申請可能な電子申請の利用を奨励しています。

年度	率 (%)
Heisei 25	8.3%
Heisei 26	11.2%
Heisei 27	14.9%
Heisei 28 10月時点	20.5%

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~職業安定セクション~

②-2 雇用保険業務（給付）



都道府県労働局を選んだ理由

大学時代、私は飲食店で接客業のアルバイトをしており、漠然と大学卒業後も人と接する仕事に就きたいと思っていました。就職活動を始めたとき、正直すぐにはやりたいことが思いつかず、友人や先輩方に相談するなかで、私と同じようにやりたいことがなかなか見つからない人や、やりたいことはあっても様々な事情で希望どおりにはいかない人がたくさんいることがわかり、問題意識を持ちました。

そのなかで自分のやりたいことは何か考えたときに、そのような方たちをサポートする側の仕事ができたらいいなと思うようになり、労働局を志望しました。



受験者へのメッセージ

現在、私は、ハローワーク鹿児島で雇用保険給付課に勤務しています。雇用保険給付課では、会社を離職された方に対して、再就職先が決まるまでの基本手当や早期再就職を促進するための各種手当の支給を行っています。仕事に役立つ資格を取るために学校に通う方を支援する「教育訓練給付金」の支給を含め業務は多岐にわたります。

特に私は、失業給付の認定日で受給者の皆さんに求職活動の状況を確認し、実際に基本手当の支給をする業務を行っています。受給者の方によっては、家庭やご自身の様々な事情で就職に向けた取り組みを行うことに迷いや不安を覚える方もいらっしゃるため、一人ひとりに対して丁寧な説明や、より良い助言ができるよう日々勉強しているところです。

雇用保険給付業務の詳細

雇用保険の主要な業務は、「企業に雇用された労働者を雇用保険の被保険者として適用する」、「失業された方に対して、失業給付の額を決定し支給する」の2つです。これらは、いずれも雇用保険法に基づく「行政処分」です。

この処分を行うためには、雇用保険法だけでなく、労働基準法等の「関係法令」、法解釈や具体的な取扱いを示した「通達」、「業務取扱要領」を参照する必要があります。具体的には、雇用保険の適用対象になる「労働者」か否かの判断にあたって、労働基準法上の判断基準を参照したり、失業給付を支給するにあたって、雇用保険と他の社会保険（労働者災害補償保険、厚生年金保険）との調整を行ったりするなど、業務内容は非常に奥深いものです。

ハローワークの窓口における利用者との面談や提出された書類を通じて、正確に事実関係を把握し、法令に照らして行政処分を行うことが求められます。雇用保険業務を通じて、様々な法令等に精通し、中堅職員になる頃には「社会保険制度」のエキスパートとして活躍することが期待されます。

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

1. 支 給 番 号 48010-17-000109-7	2. 氏 名 ヨウタケル			
3. 被 保 険 者 番 号 4800-010566-2	4. 性 別 男	5. 年齢 27	6. 生 年 月 日 4-010416	7. 求 職 番 号 12345
8. 住 所 又 は 居 所				
9. 支 払 方法(記入)番号 - 金融機関名 - 支店名 安定所現金 (G)				
10. 資 格 取 得 年 月 日 199001	11. 離 職 年 月 日 281231	12. 離 職 理 由 40		
13. 60 歳 到達 時 賃 金 日 額 6,666	14. 離 職 時 賃 金 日 額 6,666	15. 給 付 制 限		
16. 求 職 申 込 年 月 日 290104	17. 認 定 日 1型-1月	18. 受 給 期 間 満 了 年 月 日 291231		
19. 基 本 手 当 日 額 4,747	20. 所 定 給 付 日 数 90	21. 通 算 被 保 険 者 期 間 090900		
22. 離 職 前 事 業 所 名 ハローワークセンター株式会社 労働市場センター株式会社	23. 再 就 職 手 当 支 給 歴 0 0 0 0	24. 特 殊 表 示 (災 害 時 一 握 、 巡 相 、 市 町 村) 0 0 0 0		

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は

管轄地方労働局所在地

電話番号

〒177-0044 練馬区上石神井

03-3929-3311

交付

年

月

日

センター

公共職業安定所事務室
所長印

雇用保険受給者が使用する需給資格者証（例）です。「基本手当日額」等の個人情報が含まれているため、厳重な取扱いが必要です。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~職業安定セクション~

③求人業務



岡山労働局
西大寺公共職業安定所 求人部門

Norimoto Kentarou
則本 健太郎

平成30年 入省

現在の業務内容について

私は現在、求人部門で求人の受理を中心に業務を行っています。求人部門の窓口には規模や業種を問わず多くの事業所の方が訪れます。人手不足が懸念される昨今では、応募者が少なく思うように採用できないという相談を受けることがあります。このようなときは、賃金や勤務時間など就業条件に関する緩和についての提案や、仕事内容の記載を応募者に伝わりやすくするようアドバイスをする等、事業所の方と一緒に魅力的な求人票の作成に取り組んでいきます。また、定期的に事業所を訪れて仕事内容を直接自分の目で確かめる機会もあり、幅広い知識を蓄え業務に活かすことができています。

求人業務は事業所と応募者の方を結びつける入口として重要な役割を担っています。事業所の方から「無事採用できました！」というお言葉を頂けることを励みにして日々奮闘しています。

都道府県労働局を選んだ理由

就職活動を始めた当初、どんな職種であっても最後までやり遂げられる一本筋の通った仕事に就きたいと思っていました。そして自分なりに色々と調べるうちに何よりも身近な「労働」を扱うこの仕事に興味を惹かれました。

多種多様な職業がある中で、雇い手と働き手の両方を支える仕事は労働行政にしかできません。私の両親は街の小さな自動車販売店を営んでいることもあります。その両を見てきましたつもりです。お互いが完全に納得して仕事をすることはなかなか難しいですが、少しでも自分の会社や生活を良くするために働いています。そして労働局の仕事とはそれが満足できるよう下支えをし、時には助言や支援を通じて人々の労働の安定を目指すものだと感じました。また何よりも、「労働」を通じて生まれ育った地元に貢献できる素晴らしい仕事だという思いが最大の決め手になりました。



受験者へのメッセージ

ハローワークで扱う業務は多岐に渡るため、入省1年目の私では判断に迷う場面に遭遇することが多々あります。しかしその都度、経験豊富でとても優しい上司の方々が丁寧にフォローしてくださるので、安心して前向きに取り組むことができます。勤務当初は右も左も分からなかった私でも、この恵まれた環境で仕事をするうちに少しずつ成長していることを実感しています。

ハローワークは「労働」を通して人々を支えながら、常に「労働」を深く学び考えることができるとしても有意義な職場です。ぜひ一緒に働きましょう！

求人業務の詳細

従業員を雇いたいと考えている事業主から、求人募集の申し込みを受け付ける業務です。主に「法令違反の点検・指導」「求人充足のための相談・助言」の2つに分けられます。

【法令違反の点検・指導業務】求人の内容は、法令に違反していないことが大前提であり、特に賃金、労働時間等の労働条件やその他の求人条件（年齢、性別等）が関係法令に違反していないかどうかの点検を行な必要があります。点検で法令違反が確認された場合は、事業主に説明し、理解していただいた上で、修正するよう指導します。この業務を行う中で、労働条件に関する労働関係法令に習熟することができます。

【求人充足のための相談・助言】仕事を探している方は「仕事の内容」を重視しますので、長所を引き出し、具体的によりわかりやすく記載するよう助言を行います。また、賃金等の労働条件が相場から著しく低い場合には、労働市場情報等の客観的なデータを示して、条件を緩和してもらうよう助言・指導します。これらの業務を通じた事業主との顔の見える関係の構築により、良質求人の確保や、地域の人手不足の解消等に貢献することが期待されます。



求人を希望する事業所の方には「求人申込みのご案内」と「求人申込書」をお渡しします。記載いただいた内容を基に、職員が記入漏れや法令違反などがないかを確認し、一つ一つ求人票を作成していきます。

またより多くの方に目に留まるように私が勤務する西大寺公共職業安定所独自の取組である「ハリーアップ求人」と呼ばれる広告の作成を勧めています。応募者の方にさらに詳しく情報が伝わるよう会社環境や仕事風景の分かる写真等を載せていただくことで、採用率UPを目指しています。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~職業安定セクション~

④雇用対策（障害者雇用関係）業務



茨城労働局 職業安定部職業対策課
高齢・障害者雇用対策係主任

Watanabe Ken
渡邊 賢

平成16年 入省
平成21年 茨城労働局 総務課
平成24年 水戸公共職業安定所 職業相談第二部門
平成28年 水戸公共職業安定所 庶務課
平成30年 現職

都道府県労働局を選んだ理由

私は学生時代に、学業から離れてアルバイトに専念していた時期があります。その際に、社会と繋がり働くことの大切さを実感すると同時に、正規職員と非正規職員の違いや同僚アルバイトが話す将来への悩みなどに触れ、労働問題への関心が高まっていきました。もともと、地元で何か人の手助けとなる職に就きたいという希望もあり、自分の中で「労働分野で人の手助け」という職業のイメージが固まりました。労働局が行う業務説明会やハローワークの見学を通じ、そのイメージと正に重なった行政機関であったため、この世界に飛び込みました。

現在の業務内容について

所属する労働局職業対策課は、障害者・高齢者・外国人といった特別な支援を要する方の雇用に関して、第一線窓口であるハローワークに対し、業務方針の連絡や後方支援を行うことが主な業務になります。具体的には、ハローワークで業務を遂行する過程で生じる質問への応対、県内の統計資料作成などを行っています。

私が担当する業務の中で特に重要なものが、毎年、民間企業や公的機関が提出する障害者雇用率に関する報告書の点検や集計になります。この報告書に基づき作成された統計資料が、社会における障害者雇用の進展状況を判断する基礎資料となります。平成30年は、この報告書の問題を発端とし、公的機関における障害者雇用が社会的関心事となり、上司とともに、公的機関に対して法令の正しい理解を求める説明会や、障害者雇用促進のための就職面接会を開催しました。困難な場面に直面することもありますが、社会が抱える課題の解決に尽力しているというやりがいを感じ、日々業務を行っています。



受験者へのメッセージ

これから働くとする人や従業員を雇おうとする企業は、それぞれの悩みや課題を抱えています。

その悩みや課題に親身になって相談に乗り、両者を「繋ぐこと」がハローワークや労働局の仕事の醍醐味であると思います。

「働くこと」を扱うハローワークや労働局の仕事は、どの分野でも、自らの業務と社会が近いところで繋がっていると感じることができます。皆さんのが活躍する舞台として、私たちの職場を選んでくれることを心待ちにしています。

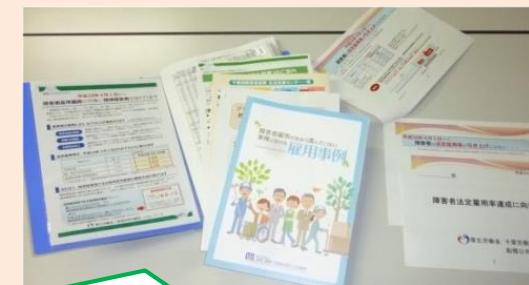
障害者雇用関係業務の詳細

雇用対策業務は、社会経済情勢の変化により発生する様々な課題に対応するための業務です。非正規労働者、高齢者、若者などへの雇用対策もありますが、ここでは、障害者雇用関係業務にスポットを当てます。

障害者雇用関係業務には、「障害者の職業相談・職業紹介」と「事業主への雇用率達成指導」があります。障害者を就職につなげるには、障害特性に応じた、きめ細やかな支援が必要となるため、ケースワーク方式により職業紹介・相談を行います。福祉施設等の専門家とチームを作り、就職から職場定着まで一貫した支援を行います。

事業主には、障害者雇用促進法により、雇用労働者の一定割合（障害者雇用率）以上の障害者を雇用することが義務付けられています。障害者雇用率を達成していない事業主に対しては、障害者の計画的な採用のための雇入れ計画を作成してもらうなどの達成指導を行います。また、「障害者の仕事がないので雇えない」という事業主に対しては、事業・業務内容を分析し、障害者の仕事を「切り出す」ための助言を行い、障害者の雇入れにつなげます。

これらの業務を通じて、地域における障害者雇用を牽引する存在として活躍することが期待されます。



対象企業への訪問等を行う際に、携行するツールです。

- 青いファイルは、障害者雇用に関する資料や雇用統計資料をファイリングしているものです。企業の担当者との会話の中で、必要に応じて資料を示し、相手によりわかりやすく、より深く理解してもらえるよう活用しています。
- プレゼン資料は、各企業の状況により必要があれば携行しているツールです。説明しやすいよう加工し、目で見てわかりやすいグラフや図などを用いて、ポイントを踏まえて説明するようにしています。

この他、事前に対象企業のHP等から企業情報を把握するようにしています。

(3) 職員の声と、業務の詳細～職業安定セクション～

⑤労働力需給調整業務



東京労働局
需給調整事業部需給調整事業第二課
需給調整指導官

Sakamoto Kazuya
坂本 和弥

平成17年 入省
平成27年 足立公共職業安定所
職業相談部専門援助第二部門
平成28年 足立公共職業安定所
職業相談部職業相談第三部門
平成29年 現職

現在の業務内容について

東京労働局は2課体制となっています。第一課では許可申請や事業報告業務を担当しており、私の所属する第二課では、指導監督業務を行っています。

指導監督業務は、労働者派遣事業や職業紹介事業等を行う事業者が法令に違反することなく適正に事業を行っているかどうかを、責任者や労働者からの聴取内容及び書類等により確認し、必要に応じて指導等を行うものです。指導監督業務を行っていくうえでは、関係法令を深く理解する力、それをわかりやすく説明する力、法違反を見極める注意力が特に求められます。

働き方の多様化、人材不足といった現在の状況においては、事業者が労働者派遣法や職業安定法をより一層遵守することが求められています。労働者が納得して仕事をすることができます。私たちと一緒に働きましょう！

都道府県労働局を選んだ理由

もともと教員になるつもりで教育大学に進学しましたが、大学時代に多くのアルバイト経験をしていくなかで、あるいは教育実習で現場を体験するなかで徐々に違和感を覚えるようになりました。私が学生の頃は、就職氷河期といわれる時代で新卒求人が少なく就職が決まらない事も当たり前でした。

卒業しても仕事がない状況で、結局、私が抱いていた違和感というのは「教育市場と労働市場の接続がうまくいっていないこと」ではないのかと思い至りました。

卒業後、一時期ハローワークで雇用保険（失業等給付）を受給していたこともあったので、労働局の存在はすでに知っており、私が培った経験と自分の持てる力を最大限に発揮できるのではないかと考え、労働局を志望しました。



受験者へのメッセージ

職業安定行政では、人々が「働く」ということを様々な面からサポートしています。職業相談や雇用保険業務を行うハローワークであったり、労働者派遣事業や職業紹介事業等の申請に係る審査や指導監督を行う需給調整事業部であったりと非常に多岐にわたります。一番の魅力は、行政の中でも特に人と触れ合う仕事だということです。

また、東京労働局は、全国の労働局の中では最大規模の組織であり、また、政治・経済の中心地に位置しているため、時流の最先端にいることを体感しながら、影響力の大きい業務を行うことができます。私たちと一緒に働きましょう！

労働力需給調整業務の詳細

労働者派遣（自己の雇用する労働者を他人の指揮命令下で労働させる）事業や職業紹介（仕事を探している方と働く人を探している方に対する雇用関係の成立のあっせん）事業等を行う場合は、許可を取得する必要があり、また、その事業が適正に運営されるよう様々なルールが設定されています。

労働力需給調整業務は、労働者派遣事業や、民間の職業紹介事業等を行おうとする事業者に対し、労働者派遣法や職業安定法などの関係法令に基づき、許可申請時の審査において、事業が適正に運営できるかどうかを確認し、許可後には、その運営する事業が適正に運営されているかを監督するとともに、法違反が認められる場合には、適切に指導監督等を行う、というものです。また、悪質な事業者に対しては、許可の取消しを含めた行政処分等を行うこととなります。

需給調整業務に携わる職員は、労働者派遣事業、職業紹介事業等に関する法令等のエキスパートとして活躍することが期待されます。



Press Release

厚生労働省
東京労働局発表
平成30年9月3日

担当
東京労働局需給調整事業部
需給調整事業第二課長 降幡 勇一
需給調整事業第二課長補佐 鳥谷部 裕
主任需給調整指導官 野上 浩一
電話 03-3452-1474
FAX 03-3452-5361

派遣元事業主に対する労働者派遣事業改善命令について

東京労働局（局長：前田芳延）は、下記のとおり、労働者派遣事業を営む事業主に対して、本日、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

労働者派遣法に違反した事業主については、改善命令等により厳正に処分するとともに、その事実を公表しています。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~人材開発セクション~

⑥人材育成業務



神奈川労働局
職業安定部 訓練室 訓練主任

Inamoto Risa
稻本 理沙

平成18年 入省
平成24年 神奈川労働局総務部総務課会計1係
平成27年 大和公共職業安定所 職業相談部門
平成29年 現職

現在の業務内容について

訓練室はハロートレーニング（公的職業訓練）を中心とした人材育成に関する業務を行っています。ハロートレーニングとは志望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得することができる制度で、今まで多くの求職者の方がこの制度を利用して就職を実現しています。

訓練室の業務そのものは裏方的な役割となりますが、ハロートレーニングはキャリアアップや希望する就職を目指す方へ直接支援できる制度であり、そういった方々の力となるべく取り組んでおります。

私の業務は各種職業訓練の情報を漏れなくハローワークに伝達するため各関係機関と調整・連絡をすることや、制度についての問い合わせに対応、周知・広報用媒体の作成やHPへの掲載などを行っています。

制度に関する知識が必要になりますが、わからないことは何でも聞ける雰囲気がありアットホームな職場です。周囲の方の助けもあり、充実した毎日を送っています。



都道府県労働局を選んだ理由

幼少期より働く女性が身近にいたこともあり、生涯にわたって働くことを希望していました。しかし、学校を卒業し就職した先では自身の至らなさからすぐに退職することとなりました。苦い思いで転職活動をする中で、仕事を継続するにも、会社を辞め転職するにも多くの悩みや困難が伴うことを身をもって知り、その時の経験からかつての私と同じように仕事や就職に悩む人の手助けができるればと思い、労働局を志望いたしました。

受験者へのメッセージ

採用されてから12年が過ぎましたが、私の知らない業務はまだたくさんあります。問題解決に頭を悩ませることもありますが、周りの上司や先輩方の助けもあり日々経験を積みながら失敗と反省を繰り返しつつ、勉強する日々です。労働行政は幅広く、この仕事をしていくなければ知ることができなかつたこと、出会うことができなかつたような方々との新しい出会いがあり、いつも新鮮な気持ちで仕事ができるのもこの仕事の魅力だと思います。労働行政に少しでも興味を持った皆さん、是非一緒に頑張りましょう。

人材育成業務の詳細

人材育成業務を担う部署として、労働局に「訓練室」が設置されています。訓練室では、訓練室長をトップとして、地方人材育成対策担当官などの専門官が配置され、以下のような人材育成に関する多様な業務を行っています。

① ハロートレーニング（公的職業訓練）関係

地域のニーズに則した訓練が実施されるよう、都道府県などの関係機関と連携し、ハロートレーニングの総合的な訓練計画の策定を図ることなど。

② ジョブ・カード関係

地域におけるジョブ・カードの普及促進や、各都道府県に設置する地域のジョブ・カード運営本部の運営に係る業務

③ 技能検定関係

国家検定制度である技能検定の周知・広報に係る業務

④ 地域若者サポートステーション関係

若年無業者等の職業的自立のため支援を行う「地域若者サポートステーション事業」の委託契約の締結及び業務指導等に係る業務

⑤ 技能実習制度関係

不適正な監理団体や実習実施者に対して立入検査等を実施するほか、労働基準監督署等の関係機関と連携し、制度の適正且つ円滑な運用を図る。

現在、誰もが何歳になっても学び直し、その能力を存分に発揮し、いきいきと働くことのできるよう、働く人の未来への挑戦にしっかりと寄り添う人づくりへの期待がありますます高まっており、地域の「人づくり」のエキスパートとして最前線で活躍することが期待されます。



より多くの方の就職やスキルアップにつなげるため、今年度、訓練室は制度の周知・広報に力を入れております。どのような情報発信を行えば必要な情報を広く正確に伝えることができるか、より効果的な周知が行えるかのアイデアを出し合いながら使用する広報媒体や掲載内容を検討し、ハローワークや関係機関と協力して制度の認知度アップ、活用促進に取り組んでいます。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~雇用環境・均等セクション~

⑦企業指導業務



高知労働局
雇用環境・均等室
指導係

Nitta Mako
新田 真子

平成29年 入省

現在の業務内容について

私は、男女が差別なく働ける環境を目指す「男女雇用機会均等法」や安心して育児や介護のために休業できる「育児・介護休業法」、パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた「パートタイム労働法」などの履行確保のために企業への指導、紛争解決援助や相談対応などを行っています。

日々の業務では、電話や窓口にて、様々な法律に関する質問、セクハラや妊娠・出産に関するハラスメントなどの相談などを受けています。特にハラスメントの相談では、相談者がどのような解決策を望んでいるのかを汲み取りながら対応します。相談内容は多岐にわたり、臨機応変な対応が求められますが、周りの職員の方々にアドバイスをいただきながら解決に向けて取り組んでいます。

都道府県労働局を選んだ理由

大学生の頃、公務員講座を受けつつも、正直どの仕事に就きたいのかはっきりと決まっていませんでした。

そこで私はとにかく話を聞くことが第一歩だと思い、出来る限り様々な説明会に参加しました。説明会に参加するうちに、徐々に自身が社会人として生きていくという覚悟をすると同時に、生活と密接している「仕事」について深く考えるようになり、その中で、労働局がその「仕事」について大きく関わっている機関であり、第一線で人々の生活をサポートできることを知りました。

より働きやすい職場環境を目指し、働きたい人が希望する職場にできるだけ長く勤めることができるようにサポートしたいと思うようになり、労働局を志望しました。



受験者へのメッセージ

人手不足が叫ばれている中、労働者にとってより働きやすい環境を整えることで、企業も出来るだけ長く勤めてもらうことができるるので、雇用環境・均等室で扱う法律は重要な役割を担っていると思います。

対応した方からのお礼の言葉は、より頑張ろうという気持ちにさせてくれます。

人々の生活をサポートし、その実感が直に得られる労働行政と一緒に働きましょう！

企業指導業務の詳細

雇用環境・均等部（室）では、働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革の推進」や「安心して働くことができる職場環境整備」の役割を担っています。

企業指導業務の担当は、企業の働き方改革が進むよう、男女の均等取扱い、ワーク・ライフ・バランスの推進、非正規雇用労働者の待遇改善などの業務に取り組んでいます。

- ・職場の男女差別、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産に関するハラスメントがない職場づくり
- ・パワーハラスメントなどの労働問題の相談対応
- ・「くるみん」認定、「えるぼし」認定など両立支援や女性の活躍を推進する企業の表彰

企業指導業務の担当者は、幅広い法律の知識を駆使し、法律が守られるよう企業指導のエキスパートとして活躍することが期待されます。

くるみんマーク



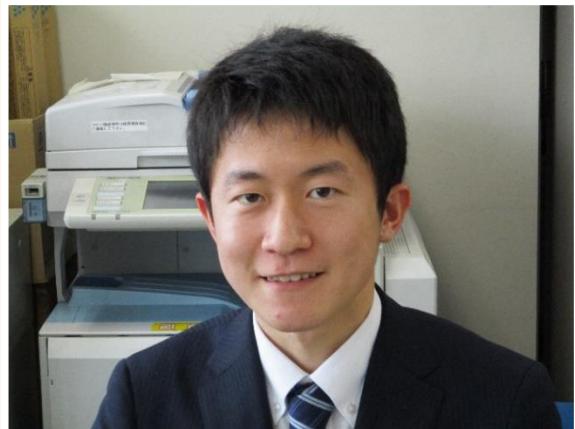
「えるぼし」マーク



雇用環境・均等室では、実際に企業を訪問し、法律に沿った雇用管理ができているかの報告を求める「報告徴収」を行います。法律を下回っている場合は、法律ごとに分かれたパンフレットを使いながら丁寧に説明し、是正されるまで指導を行います。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~雇用環境・均等セクション~

⑧広報・企画調整業務



三重労働局
雇用環境・均等室
企画係

Kuraia
Kurata
倉田 樹莉彩

平成30年 入省

現在の業務内容について

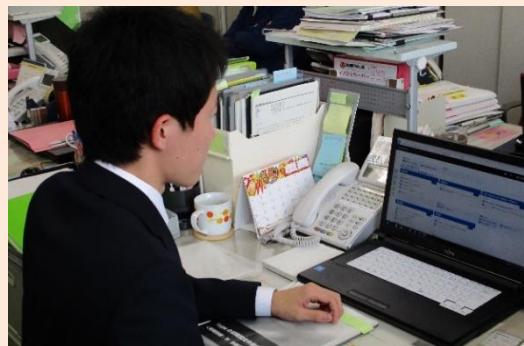
雇用環境・均等室では、働き方改革関連法の周知・広報、男女雇用機会均等法等に基づく企業への指導業務、セクハラ・パワハラ等を含む様々な労働相談、紛争調整委員会によるあっせん、「働き方改革」や「仕事と家庭の両立」の推進を目的とした助成金といった幅広い業務を行っています。更に、労働局が一体となって行う施策の調整や、局全体の広報のとりまとめといった役割を担っています。

その中で私は、出退勤や物品、予算の管理といった室内的業務を円滑にする庶務業務や、ホームページの更新といった広報業務を主に担当しています。ホームページは国民の皆様に向けて公開するものなので、古くなったり情報を更新したり、緊急の告知をしたりと、内容を更新する時は毎回緊張しますが、見ていただく時に情報が分かりやすいようにレイアウトを考え作業をしています。

都道府県労働局を選んだ理由

私が就職を考え始めたときは手探りで、国家公務員のほか地方公務員や民間企業の情報も集めていました。その中で聞いた、「働くということが人間の生活を支える基盤であり、労働行政は更にその基盤を支えている」という話が、就職活動で今後どのように働くか悩む中、労働局を強く印象付けたきっかけだと思います。

当時は「ブラック企業」という言葉が取り沙汰されており、労働問題に関心があったため、労働者を求職時から就業中、退職後まで一貫して支援する労働局の業務に魅力を感じ志望しました。



受験者へのメッセージ

雇用環境・均等室は幅広い業務を担当しており、私自身も庶務や広報の業務を行うほかに、男女雇用機会均等法等に基づく企業指導業務や、助成金の審査業務を行っています。様々な分野の幅広い知識を身につける必要があり、戸惑うこともあります。しかし、日々新しいことへ挑戦し、自身の成長を実感できるやりがいのある職場だと思います。

また、働き方改革の推進を行っている機関として、「働き方」への理解がある職場だと感じます。年次有給休暇の取得促進を呼びかけるだけでなく、先輩職員が積極的に取得しており、育児短時間勤務などの各種制度も活用している職員がいます。呼びかけだけでなく実践している職員が多いことで、働きやすい・休みやすい職場になっているのだと思います。

広報・企画調整業務の詳細

広報・企画調整業務の担当は、次の業務を行っています。

○企画調整業務

- ・労働局が各地域で施策を総合的に展開するため、企画、労働局内外の調整
- ・労働局の運営方針の取りまとめ

○広報業務

- ・労働局全体の施策の周知広報
- ・記者会見の主催、ホームページの管理
- ・労働法制セミナーの開催
- ・企業の両立支援の取組、時間外労働の改善の取組、最低賃金引き上げの取組を支援するための助成金の支給

広報・企画調整業務の担当者は、労働局全体の動きに関わる存在であり、また、説明会の開催や情報提供、周知広報などにより、地域の働き方改革を推進する存在として活躍していくことが期待されます。



労働局のほか厚生労働省や労働基準監督署、ハローワークとも繋がっているシステムを使用しており、このシステムが入った端末を使用することで雇用環境・均等室内だけでなく他部署との情報共有も行っています。

ホームページの更新のほか、物品・予算の管理や、報告書の作成など、私の業務は端末上で行うことが多いため、1日の多くの時間は自身の端末の前で過ごしています。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~労働基準セクション~

⑨労災補償業務



新潟労働局
新潟労働基準監督署
労災第二課 補償係

Kaneko Ami
金子 亜美

平成20年 入省
平成26年 佐渡労働基準監督署 労災課
平成28年 三条労働基準監督署 労災課
平成29年 新潟労働基準監督署 第四方面
平成30年 現職

現在の業務内容について

主に労災保険の給付を行っており、働く方が仕事中や通勤途中にケガをしたときに本人やご家族に必要な給付をします。近年話題となっている過重労働などの仕事のストレスが原因で発症する精神障害の労災認定もしています。また、その他に労働保険料の納付に関することも行っています。難しい案件もありますが、風通しのよい職場で、気軽に相談し、意見も言い合える環境ですのでとても働きやすいです。

都道府県労働局を選んだ理由

学生時代に漠然と社会貢献できる仕事がしたいと思っていました。

「働くこと」は多くの人の重要な要素であり、悩みや問題は付き物です。そういう問題を解決し、人々の生活に役立てる仕事ができると思ったこと、また国民と直接かかわる現場であることから、やりがいを感じられると思い労働局を志望しました。

また、官庁訪問の際に男女関係なく共に働ける職場であったことや、会う方々が活き活き仕事をしていたことも理由です。



受験者へのメッセージ

入省すぐに責任ある仕事を任せられ大変なこともありますが、業務を通じ知識や経験を得ることで自分の成長を感じられます。

労働局は直接国民と接する機会も多いことから、人々に密着した仕事ができることも魅力で、給付を行って感謝の言葉をいただけることもありますので、やりがいを感じられると思います。

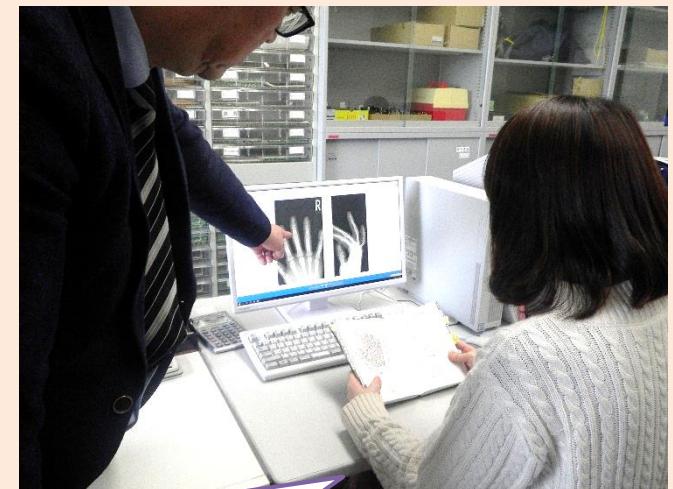
人々が安心して働ける社会を目指して、ぜひ一緒に働きましょう。

労災補償業務の詳細

労災保険では、仕事中や通勤中のケガなど、労働災害に遭われた方やその遺族の方に対して、迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行っております。そのため、保険給付等に関する相談をはじめ、給付請求書の受付審査、決定までの事務を労働基準監督署及び労働局で行っております。

労災保険制度は、労働基準法で定められた使用者の災害補償責任の担保として創設されたものですが、現在では、その範囲を超えて、社会復帰に向けた事業（義肢・義足の支給や遺児の就学費用の援助等）を実施するなど、被災労働者やその遺族の生活保障の色彩を強め、社会保障を考えるうえでも欠かせないものとなっています。

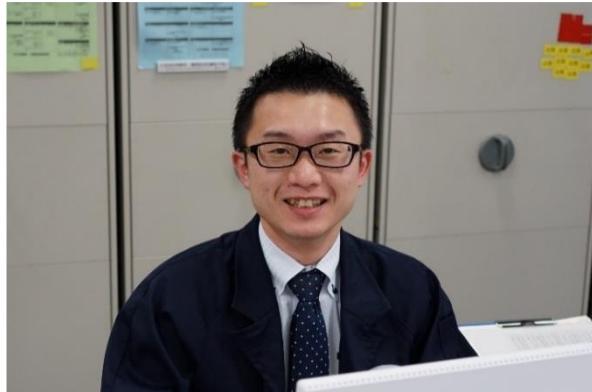
また、近年においては、仕事のストレス（業務による心理的負荷）が原因で精神障害になった、あるいは自殺したとして労災請求されるケースが増えており、労災認定に当たっては、より専門性の高い判断が求められています。労災補償業務は、迅速かつ公正な保険給付を行うことにより、労働者が健康で安心して働ける社会を支える、とてもやりがいのある仕事です。



レントゲン写真を確認し、負傷の部位及び程度を評価します。

(3) 職員の声と、業務の詳細 ~労働基準セクション~

⑩労働保険適用・徴収業務



石川労働局 総務部 労働保険徴収室
適用第一係 地方船舶事業所指導官

Imai Makoto
今井 誠

平成10年 入省
平成24年 石川労働局 総務部総務課
平成27年 金沢労働基準監督署 労災第一課
平成30年 現職

現在の業務内容について

労働保険徴収室では主に労働保険の成立手続きや労働保険料の申告・納付に関する業務を行っています。労働保険とは労災保険と雇用保険の総称であり、労働者を一人でも雇用した場合には強制的に加入する義務が生じます。事業主は労働保険の成立手続きを行い、労働保険料を納めなければなりませんが、中には未手続きのままの事業場や加入していても労働保険料を支払わない事業場もあります。このため、当室では事務作業だけではなく、未手続事業場に対する加入促進や労働保険料の徴収・滞納処分、適正な申告を確認する算定基礎調査等の出張業務も行っています。

また、労働保険の事務処理について不慣れな事が多い中小零細企業では、労働保険事務組合という団体に事務処理を委託することで事務の負担軽減が図られるなどの制度があり、私はその労働保険事務組合に対する指導や助言の業務を行っています。

都道府県労働局を選んだ理由

就職活動にあたり、最初は人の役に立てる仕事をしたいという漠然とした思いから公務員試験を受験しました。

そのため、二次面接試験の受験段階になってようやく各省庁の仕事内容を調べ始め、正直などところ労働局での仕事は「労働基準法に関するもの」といった様な認識でした。最終的に労働局を選んだ理由としては、働く人全てに関係する労働基準法や労災保険法、雇用保険法などを所掌するとても重要な省庁であることに興味を持ち、労働局の採用試験を受験しました。

また、異動はあるにしても、将来的には地元で定着して働くことができることも、大きな魅力でした。



受験者へのメッセージ

私はこれまで労働局では総務課と労働保険徴収室、労働基準監督署では業務課と労災課への異動がありました。それぞれ業務内容は異なりますが、同僚や先輩から教えてもらいますし、種々の業務研修では、全国の労働局で働く仲間と知り合うことも出来るため、忙しくても一人で悩むようなことはありません。

さらに、働きやすい環境づくりを推奨している省庁であるため、有給休暇や育児休業の取得などにとても理解のある職場です。

早や勤続20年となり、当然、苦労したこと也有いましたが、とてもやりがいのある職場だと思います。

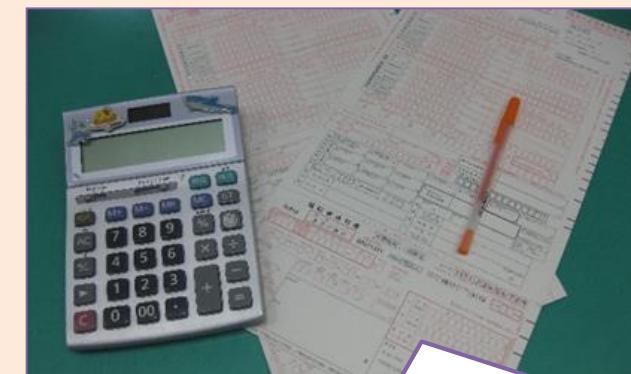
労働保険適用・徴収業務の詳細

労働保険とは、業務上の負傷や病気に際して給付を受けるための労災保険と、失業した際に失業給付を受けるための雇用保険の総称です。

労働保険は、原則、労働者を1人でも雇用する会社が必ず加入しなければならない強制保険であり、保険者たる国が労災保険と雇用保険の給付を適切に行うことができるよう、会社から保険料を徴収しています。

労働局が行う労働保険適用徴収業務は、労働保険の加入手続きや、保険料の申告受付及び徴収の業務を主に行っていますが、他にも、労働保険に加入していない会社を把握し、加入の指導を行う「適用促進」の取組や、保険料が適正に申告納付されているか会社に立入検査を行ったり、保険料を滞納している会社に対し納付に関する指導を行ったりする「適正徴収」の取組を実施しています。また場合によっては、労働保険に加入しない会社に対して、職務権限により強制的に加入させたり、保険料を滞納する会社の財産を差押えたりすることもあります。

労働保険は、働く皆さんのいざという時のセーフティネットであり、労働保険制度の健全な運営と、費用の公平負担の確保のため、そして何よりも「自分は労働者の味方である」という自信と自覚をもって、労働保険徴収法のほか様々な法令等に精通して活躍することが期待されます。



事業主から提出された「労働保険料申告書」です。

雇用している労働者の賃金総額に保険料率を乗じることにより、保険料額を算出し、徴収します。

徴収された保険料は、労働災害に遭われた方への労災保険給付や、失業されてお仕事を探されている方への失業給付に充てられます。

III 研修施設（労働大学校）

労働大学校（埼玉県朝霞市）にて各種研修を行っています。

各業務の知識やスキルの向上を図る機会であり、全国の職員と交流できる場にもなっています。



埼玉労働局
総務部総務課人事係

Sasaki Chihiro
佐々木 千紘

平成30年 入省

<研修概要>

研修名：労働行政職員基礎研修
目的：労働行政職員としての自覚と責任を認識し、必要な基礎知識を習得する。
日程：5日間



実際の業務の場面を想定したロールプレイで、スキルの向上を図ります。
(写真は「事業主指導専門研修」)

施設のご紹介



【談話室】

お昼休み中テレビを見たり、研修の課題に取り組んだりと、様々な用途で使用されています。



【居室】

宿泊施設が備えられており、一人一室割り当てられます。



【食堂】

日替わりメニューあり。
午後の研修に向け、英気を養います。

労働大学校で開催している主な研修

【一般研修】

(基礎研修)

- ・労働行政職員基礎研修
- ・新任労働基準監督官研修

(上級研修)

- ・労働基準監督官上級研修
- ・公共職業安定所係長・上席職業指導官研修

【専門研修】

(基準セクション)

- ・賃金指導業務専門研修
- ・労働保険適用徴収業務専門研修

(安定セクション)

- ・職業指導Ⅰ専門研修
- ・若年者雇用対策担当者専門研修
- (雇用環境・均等セクション)
- ・企業指導業務（働き方改革関係）専門研修

よくある質問（Q & A）

Q1 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか？

採用時に特別な知識は必要ありません。

しかし、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞などに話題が取り上げられない日はないと言ってもいいほどですから、労働行政を志望する皆さんにも、幅広く関心を持ってほしいと思います。

Q2 入省後の研修制度について教えてください。

採用後速やかに、公務員として必要な基礎的知識・労働行政職員としての心構え・行政の課題などを知るための研修、資質の向上を図るための研修を実施しています。

その後、行政経歴（係員・係長・専門官・課長・幹部など）の節目の時期や、特定の職務または役職に就任した段階での研修や、OJTにより効果的な職務能力の向上を図るための各種研修も実施しています。

Q3 給与等について教えてください。

初任給は一般職試験（大卒程度）採用の場合180,700円、一般職試験（高卒程度）採用の場合148,600円が基本ですが、採用前の経歴に応じて加算されることがあります。また、期末手当・勤勉手当（ボーナス）が6月と12月に支給されます。

大都市圏に勤務する職員には、その地域に応じて給与（俸給）の3%～20%の地域手当が加算されます（例：東京都特別区20%が加算された場合の初任給 216,840円）。

また、通勤手当（最高限度額1カ月当たり55,000円）、住居手当（最高限度額1カ月当たり27,000円）、扶養手当などの各種手当が支給要件に応じて支給されます。また、特定の業務に就いた場合に支給される手当もあります。

Q4 人事異動はありますか？ また、その際は転居を伴いますか？

入省後は、定着を希望する都道府県内で、2～3年の間隔で人事異動があり、労働局・ハローワークまたは労働局・労働基準監督署を異動しながら多くの業務を経験していただきます。

また、採用ブロック内（次ページ参照）で都道府県をまたぐ労働局間の異動は、原則として、採用後5年目から2年程度経験していただく予定です。この際、異動先によっては転居が必要となる場合があります。ただし、出産・育児等の理由により異動出来ない場合は、時期を変更するなどの配慮を行います。

Q5 宿舎へは入居できますか？

独身者用宿舎または世帯用宿舎に入居することができます。

戸数に限りがあるため、民間アパートなどの使用をお願いする場合もあります（アパートなどを使用する場合は住居手当を支給します）。

Q6 仕事と子育てを両立するための支援制度について教えてください。

出産に際し産前6週間、産後8週間の特別休暇を取得することができます。また、育児休業は子供が3歳になるまで取得できます。その他にも保育園への送迎などの目的として、勤務時間帯を選択できる早出・遅出勤務や、1日2時間の範囲内で育児のための時間を取得できる制度もあります。

Q7 福利厚生について教えてください。

厚生労働省共済組合制度により、人間ドックや検診などへの医療費補助、メンタルヘルスカウンセリング、24時間電話健康相談サービス、団体積立年金、団体生命保険、住宅資金等の貸付などの各種福利厚生制度が用意されています。

Q8 採用実績について教えてください。

過去3年間の一般職（大卒程度）試験合格者の採用状況は以下のとおりです（47都道府県労働局の合計、4月1日付採用実績）。

過去3年間の採用実績			
	平成29年4月	平成30年4月	平成31年4月
一般職（大卒程度）	447人	485人	486人
うち女性数 (割合)	187人 (41.8%)	195人 (40.2%)	227人 (46.7%)

採用に関する問い合わせ先

▶ 採用手続などに関する問い合わせ先（担当：総務部総務課人事係）は次のとおりです。

ブロック	労働局	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎9F	011-709-2311(代)
東北	青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4111
	岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5F	019-604-3001
	宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022-299-8833(代)
	秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4F	018-862-6681
	山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F	023-624-8221
	福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	024-536-4617
北関東	茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6211
	栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9110
	群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9F	027-896-4732
	埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16F	048-600-6200
	長野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026-223-0550
南関東	千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4311
	東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14F	03-3512-1600
	神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8F	045-211-7350
	山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2850
北陸	新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3500
	富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5F	076-432-2727
	石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-265-4420
	福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2655
東海	岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3F	058-245-8101
	静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3F	054-254-6317
	愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館	052-972-0264
	三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059-226-2105

ブロック	労働局	郵便番号	所在地	電話番号
関 西	滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15	077-522-6647
	京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3211
	大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館8F	06-6949-6482
	兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14F	078-367-9000
	奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0201
	和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1100
中 国	鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857-29-1700
	島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5F	0852-20-7005
	岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-225-2011
	広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5F	082-221-9241
	山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0360
四 国	徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088-652-9141
	香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3F	087-811-8915
	愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6F	089-935-5200
	高知	780-8548	高知市南金田1-39	088-885-6021
九 州	福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館5F	092-411-4741
	佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎4F	0952-32-7155
	長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル3F	095-801-0020
	熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9F	096-211-1701
	大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-536-3211
	宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985-38-8820
	鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2F	099-223-8275
	沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎(1号館)4F	098-868-4003